

(介護予防)短期入所生活介護(空床利用型)
「特別養護老人ホーム 花みずき」 重要事項説明書

1. 事業所の概要

施設名称	特別養護老人ホーム花みずき		
介護保険事業所番号	指定(介護予防)短期入所生活介護(空床利用型)(3473201196号)		
所在地	広島県安芸郡海田町大立町6番4号		
電話番号	082-821-0201	FAX番号	082-821-0220
管理者	沖田 和之		

2. 事業所の職員体制

	計
施設長	1名
医師	1名(嘱託)
相談員	1名以上
管理栄養士	1名
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護職員	14名以上

3. 事業所の設備概要

定員	29名以内(特養入居者の空床を利用する)	
居室	1人部屋	29室
		10.72㎡以上
食堂兼リビング	3室	
医務室	1室	
浴室	4か所(各階2か所)	

4. 事業の目的

社会福祉法人創絆福祉会が開設する特別養護老人ホーム花みずき(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護(空床利用型)及び介護予防短期入所生活介護(空床利用型)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護(空床利用型)及び介護予防短期入所生活介護(空床利用型)を提供することを目的とします。

5. 運営の方針

- 指定短期入所生活介護(空床利用型)の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 指定介護予防短期入所生活介護(空床利用型)の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

6. 事業所のサービスの内容

食	事	栄養士の立てる献立により、バラエティに富んだ食事を提供します。 (ただし、食材料費は給付対象外です。) 食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 (食事時間) *体調等により居室配膳可能 朝食7:30～8:30 昼食12:00～13:00 夕食17:30～18:30
入	浴	週2回の入浴または清拭を行います。 (体調や身体状況を考慮して実施します。)
排	泄	利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行います。
整	容	適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回、実施します。
健	康	健康管理に努めますが、緊急等必要な場合には主治医等に責任を持って引き継ぎます。
相	談	利用者およびそのご家族からの相談については、誠意をもって応じます。
行	事	施設行事計画に沿って行事・レクリエーションを企画します。
事	業	安芸郡、広島市安芸区、広島市南区
送	迎	実施地域を越えた地点より1kmあたり20円

7. 施設利用に当たっての留意事項

面	会	面会者は、その都度面会簿に記入してください。
外	出	外出・外泊の際には必ず行き先と予定時間を職員に申し出てください。なお、外出・外泊簿に記入して下さい。
居	室	施設内の居室や設備、器具は、ご利用により破損等が生じた場合、賠償していただきます。
喫	煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲	酒	飲酒はできません。職員に申し出てください。
宗	教	施設内で他の利用者に対して迷惑になる宗教活動および政治活動等はご遠慮ください。
動	物	施設内への動物の持ち込みおよび飼育はお断りします。

8. サービス料金

(1) 基本料金

施設利用料

利用料は要介護度、自己負担割合によって異なります。(参考 七級地 1単位10.17円)

要介護度	基本単位(一日)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529単位	538円	1,076円	1,614円
要支援2	656単位	667円	1,334円	2,001円
要介護1	704単位	716円	1,432円	2,148円
要介護2	772単位	785円	1,570円	2,355円
要介護3	847単位	861円	1,723円	2,584円
要介護4	918単位	934円	1,867円	2,801円
要介護5	987単位	1,004円	2,008円	3,011円

※ 長期利用者(連続して30日を超える同一事業所の入所)に対する減算について

要支援1、要支援2の利用者については連続して30日を超えて同一の事業所を利用した場合
 要支援1 ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の75/100を算定する。
 要支援2 ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の93/100を算定する。

※ 要介護1から要介護5の利用者は、連続して30日を超えて当事業所に入所された場合、連続31日～60日まで1日につき利用料が30単位減算されます。(1割負担31円、2割負担61円、3割負担92円)

要介護1から要介護5の利用者は、連続利用61日以降は下の表の基本単位となります。

要介護度	基本単位(一日)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	670単位	681円	1,363円	2,044円
要介護2	740単位	753円	1,505円	2,258円
要介護3	815単位	829円	1,658円	2,487円
要介護4	886単位	901円	1,802円	2,703円
要介護5	955単位	971円	1,942円	2,914円

(2) 各種加算

次の加算は、要件を満たす場合に算定されます。

(※ 本書の説明日時時点で算定している加算に○をつけています。)

※	加算項目	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
○	看護体制加算Ⅲイ	12単位	12円	24円	37円	1日につき
○	看護体制加算Ⅳイ	23単位	23円	47円	70円	1日につき
○	看取り連携体制加算	64単位	65円	130円	195円	1日につき
○	夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位	18円	37円	55円	1日につき
○	送迎加算	184単位	187円	374円	561円	片道につき
○	緊急短期入所受入加算	90単位	92円	183円	275円	1日につき(7日を限度)(注)
○	療養食加算	8単位	8円	16円	24円	1食につき(1日3食まで)
○	認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位	3円	6円	9円	1日につき
	認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位	4円	8円	12円	1日につき
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	100単位	101円	203円	304円	1月につき
○	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位	10円	20円	30円	1月につき
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位	22円	45円	67円	1日につき
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	18円	37円	55円	1日につき
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	6円	12円	18円	1日につき
○	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本料金、各種加算の総単位数 × 14%				

※看護体制加算は、正看護師を常勤1名配置し、利用者の要介護度が、要介護3以上の割合が70%以上の場合に、看護体制加算Ⅲを算定します。正看護師と24時間連絡できる体制を確保している場合に、看護体制加算Ⅳを算定します。

※ 看取り連携体制加算は、看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合算定する。(死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度として算定可能)

当事業所から医療機関へ入院した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能で、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の加算請求を行う場合があります。(利用終了した翌月についても自己負担の請求を行う場合があります。)

※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯(18:00～翌10:00)について、人員配置基準を1以上上回っている場合に算定します。

※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。

※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。

※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、隣臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

加算Ⅰは、認知症介護の専門的研修を修了している職員を配置し、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が50%以上の場合、当該利用者に加算されます。

加算Ⅱは、認知症介護の指導について専門的研修を修了している職員を配置し、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が50%以上の場合、当該利用者に加算されます。

※ 生産性向上推進体制加算は、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータの提出を行った場合算定する。

※ サービス提供体制強化加算は、配置職員について定められた割合を上回った場合に加算されます。

加算Ⅰは、介護職員のうち、介護福祉士の割合が80%以上等の場合に加算されます。

加算Ⅱは、介護職員のうち、介護福祉士の割合が60%以上等の場合に加算されます。

加算Ⅲは、介護職員及び看護職員のうち、常勤職員の割合が75%以上又は介護福祉士の割合が50%以上の場合に加算されます。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。

(3) その他の料金

① 居住費、食費

別表(ご利用料金概算一覧表)に居住費、食費を記載しております。

② 理美容費…実費

理髪店による理髪サービスをご利用いただけます。(実施日は理髪店指定)

③ 行事・レクリエーション及び教養娯楽設備の費用

クラブ活動、レクリエーションにかかる材料費、交通費、特別行事食(仕出し弁当)等 実費

④ 電気製品の利用

テレビ 1日あたり 50円 その他の電気製品 1日あたり (1物品)50円

⑤ その他

嗜好品など、利用者の希望によって身の回り品として用意する日用品にかかる費用は自己負担となります。

例: 歯ブラシ、髭剃り用剃刀、電池、クリーニング代等

(4) 減免制度

① 被爆者に対する公費助成制度

② 低所得者に対する食費及び、滞在費の負担額軽減制度(介護保険負担限度額認定証)

③ 高額介護サービス費等がありますのでご相談ください。

9. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

利用後に請求書を発行いたしますので、下記のいずれかの方法でお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、下記のいずれかとなります。

<input type="checkbox"/>	窓口現金払い
<input type="checkbox"/>	利用者指定口座(郵便局)から自動引落
<input type="checkbox"/>	事業所指定口座への振込(振込手数料がかかります)
<input type="checkbox"/>	呉信用金庫 海田支店 普通 1022462 特別養護老人ホーム花みずき 施設長 沖田 和之

※上記いずれかに○をしてください。

※振込の場合、金融機関休業日に当たる場合はその前日とします。

10. キャンセル料

(1) サービスの利用の中止をする際は、すみやかに下記の連絡先までご連絡下さい。

連絡先(電話番号)082-821-0201

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。

(3) キャンセル料は、次のとおりです。

時 期	キ ャ ン セ ル 料	備 考
サービス利用の前々日まで	なし	8. (2)により計算します
サービス利用の前日まで	利用者負担の内利用初日の食材料費	
サービス利用当日	利用者負担の内2日目までの食材料費	

但し、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(4)利用中の中止

- ①利用者が、途中退所を希望した場合
- ②入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③利用中に体調が悪くなった場合

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

11. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

12. サービスの終了について

(1) 利用者が短期入所生活介護サービスの中止を希望する場合

(2) 自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

- ①利用者が介護保険施設に入所された場合
- ②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ③死亡された場合
- ④長期入院等で1年以上の利用がない場合

13. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 事業所および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知りえた利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 事業者は、個人情報使用同意書を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

14. 情報の開示

利用者個人に関する記録は、本人又は本書に署名された家族の了解を元にいつでも閲覧できます。複写物が必要な場合は実費を負担していただきます。(1枚につき 10円)

15. 緊急時及び事故発生時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

また、サービス提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

16. 損害賠償

サービスの提供にあたり、万一の事故発生に備えて事業所において、損害賠償保険に加入します。万一事故が発生し、利用者の生命・身体に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対してして損害賠償保険等を利用して賠償します。ただし、利用者に重大な過失がある場合はこの限りではありません。

17. 非常災害対策

非常時の対応	「特別養護老人ホーム花みずき 消防計画」により対応します。			
平常時の訓練等	「特別養護老人ホーム花みずき 消防計画」により、年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
(特別養護老人ホームと共通)	スプリンクラー	あり	非常通報装置	1箇所
	特別避難階段	1箇所	非常放送設備	あり
	自動火災報知機	あり	消火器(ABC10型)	各所に設置
	誘導灯	あり	非常用発電装置	あり
	ガス漏れ報知機	あり	屋内消火栓設備	あり
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
防火管理者	沖田 和之			

18. サービス提供に関する相談・苦情

(1) 苦情解決のための基本姿勢

短期入所生活介護サービス利用者等から苦情の申し出があった場合は、利用者の人格、人権を尊重し、個人のプライバシーを守り、利用者、社会福祉法人創絆福祉会の双方にとって意義あるものとなるよう、迅速、丁寧に、社会性・客観性を確保した苦情解決を図るものとします。

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は来所、電話、書面などにより受け付けします。

② 苦情解決のための話し合い

苦情申出人とサービス担当責任者と苦情解決責任者で、話し合いの場をもち、誠意をもって苦情解決に努めます。

③ 苦情解決の記録・保管

苦情解決・改善措置までの経過と結果について記録、保管します。

(3) 苦情解決体制

① 相談窓口

相談受付窓口：当施設 相談員 石橋 絃一

② 苦情窓口

苦情受付窓口：当施設 相談員 石橋 絃一

③ 苦情解決責任者

苦情解決責任者：当施設 施設長 沖田 和之

④ 第三者委員

評議員：三宅 邦伸 府中町柳ヶ丘20-28

電話番号 082-581-3193

評議員：遠島 誠 海田町大立町11-14

⑤ 連絡先

電話番号 082-822-8207

広島県安芸郡海田町大立6番4号

電話番号 082-821-0201 (FAX 082-821-0220)

⑥ 受付時間

9:00~17:00

(4) その他の相談・苦情窓口一覧

- ・広島県福祉サービス適正化委員会(広島県社会福祉協議会)082-254-3419
- ・広島県国民健康保険団体連合会介護保険課 082-554-0783
- ・海田町役場福祉保健部長寿保険課 082-823-9609
- ・熊野町役場高齢者支援課 082-820-5605
- ・府中町役場福祉保健部高齢介護課 082-286-3233
- ・坂町役場民生部保険健康課 082-820-1504
- ・広島市市役所介護保険課 082-504-2183
- ・広島市安芸区役所厚生部健康長寿課介護保険係 082-821-2823
- ・広島市南区役所厚生部健康長寿課介護保険係 082-250-4138

19. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の 実施状況	1 あり	実施	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

特別養護老人ホーム 花みずき・短期入所生活介護 花みずき ご利用料金概算一覧表

地域密着型特別養護老人ホームの利用料金は次の計算方法に基づいて計算されます。

$$\text{1日の利用料金} = \text{サービス費} + \text{居住費} + \text{食費} + \text{その他の加算} + \text{その他の費用}$$

表は、1割負担の場合の金額です。
所得に応じて、負担割合が2割又は3割になる場合があります。

7級地 1単位:10.14円

項目	要介護度		一日あたり		自己負担額 (円)			
	要介護度	負担割合段階	単位	円	居住費	食費	1日あたり	ひと月あたり(合計:31日)
特養	3	1	828	840	880	300	2,020	62,607
		2			880	390	2,110	65,397
		3 ①			1,370	650	2,860	88,647
		3 ②			1,360	1,360	3,570	110,657
	4	2,066	1,445	4,351	134,868			
	4	1	901	914	880	300	2,094	64,902
		2			880	390	2,184	67,692
		3 ①			1,370	650	2,934	90,942
		3 ②			1,360	1,360	3,644	112,952
	4	2,066	1,445	4,425	137,163			
	5	1	971	985	880	300	2,165	67,102
		2			880	390	2,255	69,892
3 ①		1,370			650	3,005	93,142	
3 ②		1,360			1,360	3,715	115,152	
4	2,066	1,445	4,496	139,363				

※ 上記に加え必要な加算が算定されます。加算については入所者毎に異なります。重要事項説明書をご参照ください。

7級地 1単位:10.17円

項目	一日あたり		第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階		
	要介護度	単位	円	1日あたり	ひと月あたり(30日)	1日あたり	ひと月あたり(30日)	1日あたり	ひと月あたり(30日)	1日あたり	ひと月あたり(30日)	1日あたり	ひと月あたり(30日)
ショートステイ	要支援 1	529	538	1,718		2,018		2,908		3,208		4,049	
	要支援 2	656	667	1,847		2,147		3,037		3,337		4,178	
	要介護 1	704	716	1,896		2,196		3,086		3,386		4,227	
	要介護 2	772	785	1,965		2,265		3,155		3,455		4,296	
	要介護 3	847	861	2,041	61,230	2,341	70,230	3,231	96,930	3,531	105,930	4,372	131,160
	要介護 4	918	934	2,114	63,420	2,414	72,420	3,304	99,120	3,604	108,120	4,445	133,350
	要介護 5	987	1004	2,184	65,520	2,484	74,520	3,374	101,220	3,674	110,220	4,515	135,450

※ 上記に加え必要な加算が算定されます。加算については入所者毎に異なります。重要事項説明書をご参照ください。
短期入所生活介護では個人の利用計画に沿って予定される1日あたりの金額(単位数)を利用日数分で計算したのになります。
・ひと月当たりの合計は、長期利用などの場合により30日の計算をしたものです。
・要介護度による区分支給限度基準額に計画単位数を超える場合は、超えた単位数より10割負担での計算となります。

介護保険給付の対象外費用

項目	施設入所者	ショートステイ	ご利用者負担額	預貯金等の資産状況	備考
居住費	全室個室	第1段階	880円/日	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	生活保護受給者 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
		第2段階	880円/日	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下
		第3段階①	1,370円/日	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下
		単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下		市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が120万円超	
		第4段階	2,066円/日	上記以外	市町村民税本人非課税・世帯課税 市町村民税本人課税者
食費	第1段階	300円/日	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	生活保護受給者 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	
	第2段階	390円/日	600円/日	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下
	第3段階①	650円/日	1,000円/日	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下
	第3段階②	1,360円/日	1,300円/日	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	市町村民税世帯非課税 課税年金収入額+合計所得金額が120万円超
	第4段階	1,445円/日	上記以外	市町村民税本人非課税・世帯課税 市町村民税本人課税者	
その他の費用	日常生活品費	実費	石鹸、電池、歯ブラシ(スポンジ含む)、ティッシュ、歯磨き粉、ボリデント等、本人の希望によって身の回り品として提供する場合		
	娯楽教養費	実費	個人用新聞代等		
	家電持ち込み電気料	50円/点(日)	電気毛布、テレビ、電気アンカ、パソコン等		
	預り金管理料	4,000円/月	預り金を管理する場合		
	理美容代 コピー代	実費 10円/枚	ご依頼を受け事務所コピー機で印刷を行った場合(サイズに関わらず)		

(介護予防)短期入所生活介護(空床利用型)
「特別養護老人ホーム花みずき」利用契約書

_____ (以下「契約者」という。)と社会福祉法人創絆福祉会(以下「事業者」という。)は、_____ (以下「利用者」という。)が、特別養護老人ホーム花みずき(以下「事業所」という。)が施設入居者の空床居室を利用して行う短期入所生活介護(空床利用型)及び介護予防短期入所生活介護(空床利用型)の事業(以下「事業」という。)を、事業者から提供を受け、これに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結し、契約者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な施設入所者の空床居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護(空床利用型)及び介護予防短期入所生活介護(空床利用型)の事業(以下「事業」という。)を提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する「事業」の内容、利用期間、費用等の事項(以下「短期入所生活介護計画」という。)は、別紙「重要事項説明書」及び「(サービス利用票)」に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の30日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (短期入所生活介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合は、それに沿って利用者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成に必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付して、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対しその心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える「事業」を提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、食事代、特別な食事代、居室代、理髪・美容等は介護保険給付対象外のサービスとして提供するものです。サービス提供に当たっては、必要に応じて利用者の家族等に対してわかりやすく説明するものとします。
- 3 前2項のサービスについては、その利用料金は契約者又は家族が負担するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条で定められた契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に「事業」を実施する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、2割、3割のいずれか）を事業者に支払うものとします。
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 5 契約者は、前4項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします

す。

第8条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者は第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスを追加することが出来ます。この場合には、契約者はサービス開始の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用開始前に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料をお支払いいただく場合があります。但し、体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第一項に基づく契約者からのサービス利用の変更、追加の申し出に対して事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスが提供ではない場合、他の利用可能な日時を契約者に提示して協議します。
- 4 契約者は、第6条に定める期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは利用終了日に清算するものとする。
- 6 第4項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うものとする。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系に変更があった場合、事業者は変更の旨を文章にて通知することにより、当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合及び病状に急変が生じた場合には、医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービス及び必要な措置を講ずるものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない

ものとしします。

- 4 事業者は、利用者に対する「事業」の提供について記録を作成し、これを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとしします。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、「事業」を提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとしします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることが出来るものとしします。
事業者は、第17条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとしします。

第四章 契約者および入居者の義務

第12条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとしします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとしします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとしします。
- 3 契約者は利用者が、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとしします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとしします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第13条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者 に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様としします。

但し、契約者または利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることが出来るものとしします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者および利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者または利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 7 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用中に体調が悪くなった場合
ご家族様(身元連帯保証人)、担当介護支援専門員へすみやかに連絡し、サービス中止等、対応を協議し、また退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

第 20 条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 契約者は、第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。

第七章 その他

第 21 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 22 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

短期入所生活介護花みずき、及び特別養護老人ホーム 花みずき(空床利用型)の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項、契約条項を説明しました。上記の契約を証するため、本書（重要事項説明書、契約書）を2通作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者所在地 広島県安芸郡海田町大立町6番4号
事業者名 社会福祉法人創絆福祉会
代表者名 理事長 大瀬戸 量子 印

事業所所在地 広島県安芸郡海田町大立町6番4号
事業所名 短期入所生活介護花みずき
特別養護老人ホーム 花みずき
(空床利用型)
管理者名 施設長 沖田 和之

説明者氏名 印

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護介護についての重要事項、契約条項の説明及び看取りに関する指針の説明を受けました。これに同意し、短期入所生活介護の利用を申し込みます。

契約者(利用者) 住 所 広島県 _____

氏 名 _____ 印

利用者の家族 住 所 広島県 _____
(身元連帯保証人)

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

